

警察官
(半額)

防犯設備士の受講・受験のご案内 警察官等特例（４種類）

【特例 1：防犯設備士の受講・受験費用が期間限定で半額に！！】

※対象期間 2021 年度～2022 年度

防犯設備士は、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として当協会が認定する資格で、1992年より現在までに、約30,000人の方が、資格を取得し、「防犯のプロフェッショナル」として、警察、自治体や各地域の防犯設備士関連の地域協会と連携し、地域の防犯対策や安全安心まちづくりなどの活動に活躍されています。

また最近では、防犯カメラ等の防犯設備を調達する際に自治体の入札仕様書に、「施工・調整や保守点検については、防犯設備士の有資格者が行うこと」ということが記載されることもあり、防犯設備士の役割がますます重要になってきています。



地域の安全安心の確保は重要であり、警察官が防犯設備士の資格を取得することで防犯設備士や地域の安全安心に関わる人達との協働・連携を綿密に行うことができます。2021 年度から警察官等は、一般の半額で受講・受験できる制度としたので、是非受講・受験のご検討をお願いします。

(一般価格：44,000 円 → 警察官等特例の適用価格：22,000 円)

【2021 年度から受講・受験が I T 化】

都合に合わせて予約する方式になりました。新型コロナウイルスへの感染対策となりますし、時間と場所の制約がなくなり、受験者の利便性が大きく改善されました。

——> I T 化に関する詳しい説明は、[当協会のホームページをご覧ください。](#)

【特例 2：出張講習、試験も対応可】

警察学校等での教育の課外に防犯設備士の養成講習・資格認定試験を組み込ませていただき、その場で講習・試験を実施して資格認定を行う特例です。講習・試験全体で 3 時間程度を見込んでいます。実施に当たっては事前の打ち合わせが必要となりますので、日本防犯設備協会までご相談をお願いします。

【特例 3：総合防犯設備士の筆記試験受験資格の特例】

筆記試験の受験資格は、防犯設備士として通算 3 年以上の実務経験があつて 3 年以内に資格更新を行っていることが必要ですが、警察官は通算 3 年以上の業務経験があれば防犯設備士資格を取得していなくても受験資格があるとみなされます。

【特例 4：総合防犯設備士の講習認定受験資格の特例】

講習認定の受験資格は、防犯設備士の資格取得後 6 年間の実務実績が必要ですが、警察官等の特例として、防犯設備士の資格取得が無くても警部補以上で防犯の実務実績（盗犯捜査等の刑事部門を含む）が 6 年以上ある場合は受験資格を有することにしました。該当される方は、是非総合防犯設備士の資格取得をお願いします。

※本誌に記載した特例は、あらかじめ警察庁にご説明し了解をいただいています。

公益社団法人 日本防犯設備協会
防犯設備士資格認定試験事務局
電話： 03-3431-7301

